

独立行政法人酒類総合研究所 中期計画 新旧対照表

第5期中期計画の変更について認可を受けました。(令和6年2月6日 財務大臣認可)

変更後		変更前	
独立行政法人酒類総合研究所 第5期中期計画		独立行政法人酒類総合研究所 第5期中期計画	
【別表1】		【別表1】	
令和3年度～令和7年度予算（単位：百万円）		令和3年度～令和7年度予算（単位：百万円）	
区 別	金 額	区 別	金 額
収 入		収 入	
運営費交付金	<u>5, 1 7 3</u>	運営費交付金	<u>4, 9 5 2</u>
施設整備費補助金	<u>2 3 3</u>	施設整備費補助金	<u>1 0 3</u>
受託収入	1 0 2	受託収入	1 0 2
その他収入	2 5 1	その他収入	2 5 1
計	<u>5, 7 6 0</u>	計	<u>5, 4 0 8</u>
支 出		支 出	
業務経費	<u>2, 0 0 1</u>	業務経費	<u>1, 7 8 0</u>
一般管理費	1, 1 6 2	一般管理費	1, 1 6 2
人件費	2, 2 6 1	人件費	2, 2 6 1
施設整備費	<u>2 3 3</u>	施設整備費	<u>1 0 3</u>
受託費用	1 0 2	受託費用	1 0 2
計	<u>5, 7 6 0</u>	計	<u>5, 4 0 8</u>

【別表 2】

令和 3 年度～令和 7 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>5, 7 8 6</u>
經常経費	<u>5, 7 8 6</u>
業務経費	<u>1, 5 4 1</u>
一般管理費	1, 1 1 2
減価償却費	7 7 0
人件費	2, 2 6 1
受託費用	1 0 2
財務費用	0
臨時損失	0
収入の部	<u>5, 7 8 6</u>
運営費交付金収入	<u>4, 6 6 3</u>
受託収入	1 0 2
その他収入	2 5 1
寄附金収入	0
資産見返負債戻入	7 7 0
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

【別表 2】

令和 3 年度～令和 7 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>5, 5 6 5</u>
經常経費	<u>5, 5 6 5</u>
業務経費	<u>1, 3 2 0</u>
一般管理費	1, 1 1 2
減価償却費	7 7 0
人件費	2, 2 6 1
受託費用	1 0 2
財務費用	0
臨時損失	0
収入の部	<u>5, 5 6 5</u>
運営費交付金収入	<u>4, 4 4 2</u>
受託収入	1 0 2
その他収入	2 5 1
寄附金収入	0
資産見返負債戻入	7 7 0
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

【別表 3】

令和 3 年度～令和 7 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>5, 7 6 0</u>
業務活動による支出	<u>5, 0 1 7</u>
投資活動による支出	<u>7 4 3</u>
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	<u>5, 7 6 0</u>
業務活動による収入	<u>5, 5 2 7</u>
運営費交付金収入	<u>5, 1 7 3</u>
受託収入	1 0 2
その他収入	2 5 1
投資活動による収入	<u>2 3 3</u>
施設整備費による収入	<u>2 3 3</u>
その他の収入	0
財務活動による収入	0

【別表 3】

令和 3 年度～令和 7 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>5, 4 0 8</u>
業務活動による支出	<u>4, 7 9 5</u>
投資活動による支出	<u>6 1 3</u>
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	<u>5, 4 0 8</u>
業務活動による収入	<u>5, 3 0 5</u>
運営費交付金収入	<u>4, 9 5 2</u>
受託収入	1 0 2
その他収入	2 5 1
投資活動による収入	<u>1 0 3</u>
施設整備費による収入	<u>1 0 3</u>
その他の収入	0
財務活動による収入	0

【別表４】

施設及び設備の改修に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設修繕	<u>1 3 5</u>	施設整備費補助金
設備整備	<u>9 9</u>	

(注) 上記のほか、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。

【別表４】

施設及び設備の改修に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設修繕	<u>4 3</u>	施設整備費補助金
設備整備	<u>6 0</u>	

(注) 上記のほか、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。